

# 宿 泊 約 款

## ■適用範囲■

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この契約の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、その特約が優先するものとします。

2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、事項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## ■宿泊契約の申込み■

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出てください。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第一の基本宿泊料による）
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## ■宿泊契約の成立等■

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、連約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限り、その効力を失うものとします。

## ■申込金支払免除の特約■

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## ■宿泊契約締結の拒否■

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満客（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

## ■宿泊客の契約解除権■

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、宿泊客がそのために帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、連約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの連約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3 当ホテルは、宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## ■当ホテルの契約解除権■

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められたとき。又は同行者をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められるとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 寝室で寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

# 宿泊約款

## ■宿泊の登録■

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項の登録をさせていただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあたる場合は、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを明示していただきます。

## ■客室の使用時間■

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項の定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料金の30%
- (2) 超過6時間までは、室料金の50%
- (3) 超過6時間以上は、室料金の100%

## ■利用規則の遵守■

第10条 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## ■営業時間■

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は別表第3に掲げるとおりとします。

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## ■料金の支払い■

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及び算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行なっていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## ■当ホテルの責任■

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## ■契約した客室の提供が出来ないときの取り扱い■

第14条 当ホテルで、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができなときは、連約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

## ■寄託物の取り扱い■

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、破損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、賠償額は旅館賠償責任保険の範囲内とします。

2 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であった物品にお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、破損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

## ■宿泊客の手荷物又は携帯品の保管■

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先だって当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が声明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をすとともにその指示を求めるとします。ただし、所有者の指示がない場合は、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

## ■駐車場の責任■

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になり場合、車両のキーの委託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものとして、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## ■宿泊客の責任■

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

# 利 用 規 則

当ホテルでは、ホテルの品位を保ち、またお客様に安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条にもとづき、下記の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけなかった場合は宿泊約款7条第1項により、宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。また、この規則を守れないことにより発生した事故については、当ホテルは責任を負いかねますので特にご留意くださるようお願い申し上げます。

1. ご到着後直ちに客室入口ドアの裏側に掲示してある避難経路図、及び各階の非常口をご確認ください。
2. ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさらなさい。
3. 客室内では火災の原因となるような行為はなさい。また、暖房用、炊事用などの熱を発生する器具等をご使用なさい。
4. 下記の物品は、他のお客様の迷惑になりますのでお持ち込みはお断りさせていただきます。
  - (イ) 動物、鳥類
  - (ロ) 火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
  - (ハ) 悪臭を発生するもの
  - (ニ) 常識的な量を超える物品
  - (ホ) 法により所持を許可されていない鉄砲、刀剣、覚醒剤の類
5. ご滞在中お部屋から出られる時は、施設をご確認ください。ご滞在中や特にご就寝の時はドアの掛金をお掛けください。訪問者がございます場合は、ドア・スコープでご確認されるか、掛金を掛けたままドアを半開きにしてご確認ください。
6. ご訪問客と客室内でのご面会をご遠慮願います。
7. 客室は宿泊以外の目的にご使用なさい。
8. ご滞在中、現金・貴重品はフロントにてお預かり致します。盗難事故等が発生した場合、お預かり以外の品については責任を負いかねます。
9. お忘れものは発見した日から一定期間当ホテルで保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。
10. ホテル内のレストランなどをご署名によってご利用なさる場合は、必ず客室の鍵又はご宿泊カードをご提示ください。
11. 客室やロビーを当ホテルの許可なく事務所や営業所がわりとしてご使用することはお断りさせていただきます。
12. ホテル内では、他のお客様に広告物の配布や物品の販売をするような行為はなさい。
13. 公衆電話はロビーにございます。客室内よりお電話をご利用の際は施設利用料が加算されますのでご了承ください。
14. 賭博その他風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為はなさい。
15. 館内の諸設備及び諸物品についてのお願い
  - (イ) その目的以外の用途にご使用なさい。
  - (ロ) ホテルの外へ持ち出さない。
  - (ハ) 他 の 場 所 に 移 動 し た り 加 工 し た り し な い で ください。
16. 館内外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。
17. ゆかた、スリッパ等のまま、客室からお出になることはご遠慮ください。
18. チェックイン又は宿泊延長の際、前金として宿泊料金に料飲食料金を加えた金額を申し受けることがございますので、その都度お支払いください。
19. ご滞在中、フロント会計からの勘定書の提示がございましたら、その都度、お支払いください。
20. 領収書は各部屋単位にご用意いたしておりますので、同室のお客様が分割領収書をご希望の場合はお早めにフロント会計にお申しつけください。
21. お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
22. ホテル内からの飲食物等のご注文はなさい。
23. ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさいことは、法的措置の対象となります。また、勝手ながら所定の税金のほか、お勘定の10%をサービス料として加算させていただきます。
24. 以上